

2025年 9月 1日

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画書

セイカテクノサービス株式会社

当社では、従業員の皆さんがその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、「一般事業主行動計画」を策定いたします。

1. 計画期間 2025年9月1日から2030年3月31日までの5年間

2. 内 容

【目標1】

年次有給休暇の取得率を全社員平均で85%以上とする。

《対 策》

- ・年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- ・年度途中で適宜、有給休暇取得状況を把握し、取得率の低い社員へ取得を促す。

【目標2】

月間の時間外労働時間を全社員平均で10時間以内とする。

《対 策》

- ・労働時間を適正に把握し、時間外労働時間の多い部署や社員に働きかけを行う。
- ・仕事と家庭生活の両立を図り、業務分担の見直し、作業の効率化を図る。